

調査事業に係る事後評価(三次市)

I 総合評価

全体として、地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与するための連携計画の策定に向けて必要な調査を行ったか。

市民の代表や利用者、交通事業者、各種団体、行政関係者、学識経験者等を委員とする三次市地域公共交通会議（法定協議会）を適宜開催するとともに、アンケート及びヒアリング調査、住民主導の検討会、関係機関との協議・調整等を実施し、本市の公共交通の問題点・課題を幅広く把握した上で、中山間地域での持続可能な地域公共交通の構築に向けた各種目標を設定した。また、この目標を達成するための個別事業の検討や連携計画の策定に向けて先進地視察を含めた必要な調査・調整を行うとともに、計画事業の実施に向け、地域関係者の実質的な合意形成を行っている。

II 連携計画策定調査の総合性・整合性

1 調査の範囲

① 当該地域における公共交通の問題点・課題を幅広く体系的に把握したか。

本市の人口分布や年齢別人口のトレンド、運転免許保有率、主要施設（医療機関、学校、公共施設、大規模商業施設等）、公共交通サービスの状況等に係るデータや資料を整理するとともに、現況の公共交通サービスに対する市民アンケートやバス利用者アンケート、また利用者や事業者ヒアリング等を実施することにより、地域における公共交通の問題点や課題を幅広く把握している。（別添「三次市地域公共交通総合連携計画案」参照）

② 当該地域における公共交通以外の問題点・課題との関係を整理しているか。

本市の面積は778km²と広大であり、典型的な中山間地域である。大きな課題は急速に進む少子高齢化と、これに起因する活力低下であるが、公共交通は、引き続き、快適に住み続けるための必要不可欠な社会基盤であることから、地域交通の確保はもちろんのこと、中心市街地への移動環境の整備、また、免許返納者に対する支援、車両等のバリアフリー化など高齢者を中心とした交通弱者の視点で地域公共交通総合連携計画の骨格づくりを行っている。（別添「三次市地域公共交通総合連携計画案」参照）

2 地域公共交通に関する目標の設定

① 地域の実態を踏まえた地域公共交通に関する適切な目標（案）をできるだけ具体的に設定したか。

市民が、今後も慣れ親しんだ地域で快適で住み続けられる生活環境を実現するため、現行資源である地域交通体系を実態を踏まえながら、「利便性の向上」と「事業の採算性」という大きな命題のもと有効的に活用していく方向で目標を定めている。具体的には、市民バスの経路見直しや運行形態の改善による平均乗車人員の増加や経費の縮減、市街地循環便を三次駅前を基点として日常生活利用に特化することによる利便性の向上、さらには、交通空白地域住民の不満やニーズに応えるため、市民タクシー利用地域の拡大、自家用有償運送の導入等を実施する。いずれも利便性の向上を目的とした活性化・再生計画であり、公共交通の利用促進を促す点で適切であると考える。また、利用者数の推移で、この目標が成果を出せたかどうかを検証しやすいという特徴（具体性）を有している。（別添「三次市地域公共交通総合連携計画案」P48～71参照）

② 上記の目標は社会、住民ニーズや地域の基本的な計画を踏まえたものか。

市民アンケートとして、全世帯23,900世帯、4世帯のうち1世帯に当たる6,000世帯を対象に実施、また、利用者アンケートでは、市民バス・路線バス・ふれあいタクシーみらさか・市民タクシーの利用者を対象に直接ヒアリングを行いながらアンケートの配布を行った。アンケートの回収枚率は44%，市民バスアンケートの回収率は71%など、多くの市民の声を把握している。

さらに、市街地循環便等の個別事業の再編計画は、住民主導による「市街地循環便バス活性化検討会議」を開催、商業施設関係者のヒアリングや地域のNPO法人との協議・検討事項などの内容を網羅したものとなっている。

3 地域公共交通に関する目標と事業との対応関係

① 地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業(案)が選び出されたか。

また、地域公共交通に関する目標(案)と事業(案)との関係は合理的か。

地域に定着している交通システム（資源）を活かしながら再編を行うことにより、減少が続く利用者数に歯止めをかけ、かつ市民バスの平均乗車人員数の向上をめざす事業案としている。また、交通空白地域の解消として市民タクシー制度の改善による利用地域の拡大や自家用有償運送の導入を選定するとともに、公共交通の利用促進を図るために、交通結節点の環境整備を行い、地域交通から広域交通へと個々の点を線で結ぶ計画としている。さらには、社会問題化している高齢者が関係した交通事故等への対策として、運転免許自主返納に対するインセンティブを導入し、あわせて公共交通へのシフト策を盛り込んでいる。（別添「三次市地域公共交通総合連携計画案P52～P71」参照）

III 自立性・持続性

1 事業の実施に向けての準備

① 地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業の内容やそのスケジュールが具体的に検討されたか。

公共交通に関する各種指標やアンケート調査、また関係機関へのヒアリング等を通じて、本市の公共交通に関する問題・課題を把握するとともに、これに対して将来にわたって快適に住み続けられる地域づくりをめざし、基本方針、整備目標（案）を設定した。この目標を達成するための個別事業、具体的スケジュールについて市の財政負担とともに調整を図りながら、交通会議にて協議・合意している。（別添「三次市地域公共交通総合連携計画案」参照）

② 事業実施による効果・影響に係る把握方法や評価基準・評価方法が検討されたか。

公共交通の活性化・再生に係る評価基準としては、利便性の向上から導かれる公共交通利用者数の増加で判断が可能であると交通会議や検討会議等を開催する中で委員相互の共通認識として釀成された。その検証方法としては、運行委託事業者から実績報告による把握、交通空白地域への市民タクシー利用や自家用有償運送地域の実現で把握が可能と考えている。さらに、個別事業に対しての満足度は、実証運行後に地域住民や利用者を対象とした乗車アンケートやヒアリング等で把握することとしている。

③ 事業の実施主体が検討されたか。

事業の実施主体は、交通事業者等や各関係機関、地域づくりを目的とする団体等と調整を行った上で第3回協議会において三次市より提案があり、関係者の合意が形成された。（別添「三次市地域公共交通総合連携計画案」参照）

2 事業の実施環境

① 実証運行、情報提供等の事業の実施のための財源について検討を行い、当該事業を実施するための財源の目処がついたか。

平成22年度の公共交通（市街地循環便や自家用有償運送等）の実証運行に向けて、運行予定事業者負担や地域NPOの役割などの事前調整は協議・合意しており、今後、国の動向（国費）を見ながら、三次市の財政支出で賄うべく平成22年度予算において所要の経費を計上する予定である。（三次市の予算については、平成22年3月定例議会にて審議の予定）

② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等事業の実施環境が整いつつあるか。

住民主導の市街地循環バス活性化検討会議の実施、市民アンケートとあわせた公共交通関連情報の配布等を通じて、住民の公共交通への関心及び利用意識は徐々に高まっていると考えられる。また今後も、市広報や各地域で発行されている自治連合会などを利用するなど、積極的な情報提供を実施するとともに、実証運行時期の告知、モビリティマネジメントなどを用いた利用促進を図ることとしている。

また、自家用有償運送の導入については、地域及び利益者負担を前提にシステムづくり（過疎地有償運送）を行う予定である。

IV 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

1 協議会における審議体制等

① 協議会における審議事項が明確に定められ、調査事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。

交通会議（法定協議会）の運営要領が第1回法定協議会で決定・制定されており、審議事項は、
地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
市運営有償運送の必要性及び利用者から収受する対価に関する事項
連携計画の策定及び変更の協議に関する事項
連携計画の実施に係る連絡調整に関する事項
連携計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項
と規定されており、連携計画の策定後も実施事業に関して継続的に審議が行われる体制が整っている。
また、事業毎に幹事会や分科会が開催できる仕組みがあり、柔軟性も備えている。

② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか (公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。)

交通会議（法定協議会）の構成員には、各ブロック（北部・中心部・南部）の住民代表、高齢者の視点から社会福祉協議会、地域の商店街の意見を反映するため、商工会議所・商工会が含まれているほか、調査事業の進め方を交通会議で審議・合意した上で、交通サービスに対する要望等に係る市民アンケート及び利用者アンケート調査を実施している。また、調査結果についても説明を行っており、住民の意見が調査事業に反映される仕組みが設けられている。

計画事業の選定にあたっては、住民主導による循環バスの検討会議、また、商業関係者、地域NPO、自治連合組織、さらには関係事業者であるタクシー協会とも協議を行った。（「第1回及び第3回の交通会議」会議録参照）

2 協議会における審議

① 調査事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されたか。

第1回交通会議において、三次市地域公共交通会議設置要綱等が決定され、それ以降の会議において、調査事業の進め方、実施状況の報告・審議等を行った。また、第3回交通会議においては連携計画案を提案し、基本方針や個別事業概要、スケジュール等を協議するなど、調査事業の実施にあたっては交通会議の意見をを適切に反映している。（「交通会議会議録」参照）

② 協議会の議事が傍聴、議事録の公開等によって適切に開示されているか。

交通会議（法定協議会）の設置要綱において、議事の傍聴は原則可能であること、議事録はインターネットのHPにおいて会議開催後、速やかに公表することが規定されており、当該規定に則って交通会議の議事が開示されている。

3 地域関係者の実質的な合意形成

① 地域公共交通に関する目標(案)やそれを達成するための事業(案)等について地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

交通会議（法定協議会）や幹事会や検討会議、地域関係者との協議等において、調査事業の進め方、実施状況が報告・審議され、地域公共交通の目標（案）、基本方針、また個別事業（案）等について、地域関係者の実質的な合意を形成している。